

議案第24号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「郵便」を「郵便等」に改め、同条中「郵便により」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により」に改め、「郵便料」を「当該書類の送付に要する費用」に改める。

別表51の項及び52の項を次のように改める。

51	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 43,700円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、9,000円） (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円） (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 118,000円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円）	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する一部の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する
----	---	--------------------	--	---------	--

		<p>(4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 164,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</p> <p>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額</p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下こ</p>		<p>部分及びそれ以外の用途に供する部分の有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイを同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第54条第2項の規定による申し出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>
--	--	--	--	---

			<p>の項から55の項までにおいて「判定機関審査」という。)を受けた場合にあつては、14,500円)</p> <p>(□) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>457,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあつては、35,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物)に対し、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項のニ(2)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>118,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあつては、14,600円)</p> <p>(□) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	
--	--	--	--	--

			189,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、35,200円)		
52	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、9,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 70,200円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円) (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 99,800円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円) ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する	変更認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロとハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。

		<p>場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額</p> <p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 245,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る</p>	<p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>
--	--	---	--

			<p>1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>66,800円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、14,600円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>112,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、35,200円)</p>		
--	--	--	---	--	--

別表53の項中「平成27年法律第53号。」及び「調査機関審査又は」を削り、「第8条」を「第10条」に、「調査機関審査を受けた」を「判定機関審査を受けた」に改める。

別表54の項中「調査機関審査又は」を削り、「第8条」を「第10条」に、「調査機関審査を受けた」を「判定機関審査を受けた」に改める。

別表55の項中「調査機関審査又は」を削り、「調査機関審査を受けた」を「判定機関審査を受けた」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表51の項から55の項までの改正規定は、平成29年4月1日から施行する。